

久喜市剪定枝葉粉碎機貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、庭木等の剪定で発生する枝葉（以下「剪定枝葉」という。）の再利用を促進し、廃棄物の減量化及び資源化を図るため、市民に対し、剪定枝葉粉碎機（以下「粉碎機」という。）の貸出しを行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 粉碎機の貸出しを受けることができるものは、市内の土地の剪定枝葉を自ら処理しようとする者又は団体とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有するもの
- (2) 市内の自治会、町内会その他の営利を目的としない団体
- (3) 市内に所在する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
- (4) その他市長が適当と認めるもの

(予約)

第3条 粉碎機の貸出しを受けようとする者（以下「利用者」という。）は、貸出しを受けようとする日（以下「貸出開始日」という。）の前日までに、予約しなければならない。

(申請)

第4条 利用者は、貸出開始日までに剪定枝葉粉碎機貸出申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に当たり、利用者は、第2条各号の要件に該当することが確認できる書類を提示しなければならない。

(費用負担)

第5条 粉碎機の貸出しは、無償とする。

- 2 粉碎機の使用及び運搬に要する費用は、利用者が負担するものとする。

(貸出期間)

第6条 粉砕機の貸出期間は、貸出開始日を含め連続した8日以内とする。ただし、貸出しを終了する日が久喜市の休日を定める条例（平成22年久喜市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が第2条各号の要件に該当しなくなったときは、速やかに粉砕機を返却しなければならない。

(貸出及び返却)

第7条 粉砕機の貸出しは、市長が指定する場所において、利用者に対し直接引き渡す方法により行うものとする。

2 粉砕機の返却は、市長が指定する場所において、利用者が直接持参する方法により行うものとする。

(利用条件)

第8条 利用者は、粉砕機の利用に関し、次に掲げる利用の条件を遵守しなければならない。

(1) 粉砕機により粉砕した剪定枝葉は、堆肥又は雑草の発生抑制等に再利用すること。

(2) 粉砕機を使用するときは、騒音及び剪定枝葉の散乱防止等に配慮すること。

(3) 粉砕機の形状を変え、又は改造しないこと。

(4) 粉砕機に異常が生じた場合は、市に報告し、その指示に従うこと。

(5) 粉砕機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。

(6) 粉砕機を営利目的に使用しないこと。

(7) 粉砕機の処理能力を超えて使用しないこと。

(貸出しの中止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しを中止し、貸出した粉砕機を返却させることができる。

(1) 利用者が前条各号に掲げる利用条件に違反したとき。

(2) その他管理上特に必要があると市長が認めたとき。

(損害賠償)

第10条 利用者は、貸出しを受けた粉砕機を破損し、汚損し、又は紛失したときは、利用者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(免責)

第11条 貸出しを受けた粉砕機の使用により、利用者が被った損害又は利用者が第三者に与えた損害については、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、粉砕機の貸出について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

剪定枝葉粉砕機貸出申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者
所在地

団体名

代表者氏名
(個人の場合は住所及び氏名)

電話番号

剪定枝葉粉砕機の貸出しを受けたいので、久喜市剪定枝葉粉砕機貸出事業実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
貸出及び返却の場所		
使用場所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所又は所在地と同じ(異なる場合は下段に記入) ----- 久喜市	
粉砕した剪定枝葉の利用方法	<input type="checkbox"/> 発酵させて堆肥化 <input type="checkbox"/> 雑草の発生抑制 <input type="checkbox"/> 土の乾燥予防 <input type="checkbox"/> 粉塵の巻き上がり防止、美観形成 <input type="checkbox"/> その他 ()	
申請者の区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 自治会 <input type="checkbox"/> 町内会 <input type="checkbox"/> PTA <input type="checkbox"/> 婦人会 <input type="checkbox"/> 子供会 <input type="checkbox"/> 老人クラブ <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> その他 ()	
受取者 ※申請者と異なる 場合のみ	住所	
	氏名	(申請者との関係:)
	電話番号	
誓約事項	利用に当たっては、久喜市剪定枝葉粉砕機貸出事業実施要綱を遵守します。	
備考		

※市使用欄(記入しないでください)

受付日		受付番号		貸出機	
確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()				